

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 28 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 8. 10.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

在外選挙人名簿などの閲覧方法拡大

- '11. 7. 28. 施行改正公職選挙法 -

改正内容

- 行政安全部長官は名簿作成権者(中央選挙管理委員会、区・市・郡の長)の協力を得て在外選挙人などが在外選挙人名簿などの閲覧期間中、行政安全部のホームページで自身が在外選挙人名簿などに登録されているか確認できるように技術的措置をとるようになる。
- 在外投票管理官も在外選挙人名簿などの閲覧期間中、中央選管委から受け取る在外選挙人名簿などを利用して在外選挙人などが在外選挙人名簿などに登録されているか確認できるようにする。

改正趣旨

- 国外に居住する在外選挙人などが国外不在者申告や在外選挙人登録申請をした後、自身が在外選挙人名簿などに登録されているか確認を簡単に行うために区・市・郡庁や中央選管委のホームページだけでなく行政安全部で開設・運営するホームページを通じても確認できます。
- また、在外投票管理官も選挙権者が在外選挙人などが在外選挙人名簿などに登録されているか、確認できるように公館に在外選挙人名簿などを照会できるコンピュータまたは該当公館の管轄区域の中に居住する在外選挙人などだけが登録されている名簿を備えつけるようにすることにより閲覧の便宜を図る。



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！